

「下條村内発生土置き場（睦沢）における環境の調査及び影響検討の結果」

に対する長野県からの助言と事業者の対応方針

長野県からの助言	事業者の対応方針
<p>1 全般</p> <p>(1) 工事の実施及び工事用車両の運行に当たっては、環境保全措置を確実に実施するとともに、関係機関や地域住民等との連絡、調整及び協議を引き続き丁寧に行い、地域住民の生活環境及び自然環境への影響を回避又は最大限低減するよう努めること。また、現況を大きく悪化させないよう、必要に応じて、追加の環境保全措置を検討すること。</p>	<p>これまでも申し上げてきた通り、工事の実施及び工事用車両の運行にあたっては、「発生土置き場（睦沢）における環境の調査及び影響検討の結果」の本編第5章に記載の環境保全措置を検討しており、必要な環境保全措置を講じることで、地域住民の方々の生活環境等への影響の低減に努めます。また、工事用車両の運行に伴う地域住民の方々の生活環境の保全、安全かつ円滑な交通の確保や環境影響の低減に向け、引き続き関係機関や地域住民の方々等と協議、調整し、必要な対策を講じます。</p> <p>これらの具体的な内容については、別途、「下條村内発生土置き場（睦沢）における環境保全について」（以下「環境保全について」という。）として取りまとめ、公表します。</p>
<p>(2) 工事や環境保全措置の実施状況等を積極的に公表するとともに、地域住民等に対して引き続き丁寧な説明を行うこと。</p>	<p>他の工事同様、工事の計画等について工事説明会で関係する地区へご説明するとともに、施工状況については、回覧等で適宜周知します。</p> <p>また、工事期間中の環境保全措置を適切に行うとともに、事後調査及びモニタリングを確実に実施し、その結果や環境保全措置の実施状況などを他の工事箇所と同様に年度毎に取りまとめ、長野県及び関係自治体へ報告する他、当社ホームページへも掲載します。また、地域住民の方々へのご説明方法については、下條村及び地元と引き続き協議し、対応していきます。</p>
<p>(3) 発生土置き場の計画について、十分な安全性を確保していることを明らかにするため、計画地の集水範囲及び集水量、その範囲を含む周辺の地形、具体的な排水計画及び排水設備の能力を分かりやすく記載すること。</p>	<p>発生土置き場の計画にあたっては、造成地外からの流入水に対する設備と、造成地内の排水に対する設備を分けることを基本として計画し、それぞれ十分な流下能力を有する排水設備を設置することで、安全性を確保しています。</p> <p>計画地と計画地を含む対象流域、その周辺の地形が把握できる図面、対象流域からの造成後の流量及び具体的な排水計画については、「下條村内発生土置き場（睦沢）における環境の調査及び影響検討の結果について（資料編）」に記載します。</p>

<p>2 大気質、騒音、振動</p> <p>(1) 粉じんに係る環境保全措置として周辺道路の散水等が計画されているが、工事現場から国道151号に粉じんを持ち出さないよう努めることで、影響を更に低減するため、車両出入口における仮舗装の実施やダンプカー用泥落とし装置の設置など追加の環境保全措置を検討すること。</p>	<p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じんに対する環境保全措置として、「荷台への防じんシート敷設及び散水」や「資材及び機械の運搬に用いる車両の出入り口や周辺道路の清掃及び散水、タイヤの洗浄」を計画しており、粉じんに係る影響は事業者により実行可能な範囲内で低減されると考えています。</p> <p>これらの具体的な内容について、今後取りまとめる「環境保全について」に記載します。</p>
<p>(2) 工事の実施及び工事用車両の通行に伴い、計画地近隣の宿泊施設や道の駅の利用者等への影響が懸念されることから、関係者と事前に十分な協議を行った上で必要な措置を講じ、騒音・振動の影響を最大限低減するよう努めること。また、今後公表する保全計画において、影響を的確に把握するよう、その時点での現地状況等を踏まえて適切な事後調査又はモニタリングの地点、時期及び頻度を選定すること。</p>	<p>今後取りまとめる「環境保全について」の作成にあたっては、工事の実施及び工事用車両の通行に伴う騒音・振動の影響を事業者により実行可能な範囲内で低減できるよう、関係者にもご説明しながら、具体的な環境保全措置やその時点での住居等の分布等を踏まえた適切なモニタリング地点等を検討します。また、これらの具体的な内容については、「環境保全について」に記載します。</p>
<p>(3) 大気質、騒音、振動等の影響検討の結果を示す際は、計画地周辺の住居や宿泊施設などの保全対象を図示すること。</p>	<p>大気質、騒音、振動等の影響検討の結果を示す際には、必要に応じ、計画地周辺の住居等を示すなど、引き続き分かりやすいご説明に努めます。また、工事の実施及び工事用車両の通行に際しては、必要に応じ、宿泊施設の関係者にもご説明しつつ、必要な環境保全措置を講じていきます。</p>
<p>3 水環境</p> <p>工事の実施及び発生土置き場の存在に伴う水資源への影響について、河川管理者等の関係機関や漁業権を管理する下伊那漁業協同組合に対し、事前説明や状況報告等を丁寧に行うこと。</p>	<p>河川管理者である下條村や長野県に対しては、これまでも工事計画等についてご説明し、ご理解を得ているものと考えています。</p> <p>また、下伊那漁業協同組合に対しては、工事計画がまとまった段階で、事前説明や状況報告等を丁寧に行っていきます。</p>

<p>4 土地の安定性</p> <p>計画地及びその周辺には、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在することに配慮し、地形及び地質の状況を適切に把握した上で、盛土の安定性を十分に確保すること。</p>	<p>「下條村内発生土置き場（睦沢）における環境の調査及び影響検討の結果について」にも記載のとおり、計画地及びその周辺に、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在することは承知しています。</p> <p>土地の安定性の検討に際しては、大規模地震を想定した設計の実施、より安全性を高めるための埋設工の設置、基準以上の降雨確率条件を用いた排水設備の設計などを行い、土地の安定性を確保する計画としています。加えて、施工に際しては、事前に試験盛土等により発生土の性質を把握したうえで、草木の伐開・除根や表土の崖錐堆積物の除去を行い、盛土の締固め厚さは長野県土木工事共通仕様書（長野県建設部）を参考に30cmを基本とします。また、これらが適切に実施されるよう管理していきます。</p>
<p>5 動物、植物、生態系</p> <p>(1) ギフチョウの移設並びにその食草であるヒメカンアオイ及びウスバサイシンの移植に当たっては、地元の有識者からも助言を受けるなどして、適切な移設・移植の手法、時期、場所等を選定すること。</p>	<p>ギフチョウの移設並びにその食草であるヒメカンアオイ及びウスバサイシンの移植に当たっては、長野県環境影響評価技術委員会の委員であった方及び地元の有識者のご意見も伺いつつ、適切な移設・移植の手法、時期、場所等を選定していきます。</p>
<p>(2) 移植したヒメカンアオイ及びウスバサイシンについて、必要に応じ、下草刈り等の植生管理を行うこと。また、移植先において、土壌の水分条件を測定するなど、適切な生育環境が維持されるよう努めること。</p>	<p>移植したヒメカンアオイ及びウスバサイシンについては、必要に応じ、下草刈り等の植生管理を実施していきます。また、移植に際しては事前に土壌水分等を調査するとともに、移植後は生育状況調査を実施し、適切な生育環境が維持されるよう努めます。</p>
<p>(3) 計画地及びその周辺の上空において、希少猛禽類の飛翔が確認されていることから、計画地及びその周辺で希少猛禽類の営巣が確認された場合は、環境保全措置及び事後調査の実施を検討すること。</p>	<p>計画地及びその周辺の上空において、希少猛禽類の飛翔が確認されていますが、繁殖に係る行動は少なく、また計画地及びその周辺で営巣地は確認されませんでした。助言や専門家意見を踏まえ、計画地西側で飛翔が集中して確認されたハチクマについては念のため、今期も調査を実施し、営巣地の確認に努めます。</p>

<p>(4) 火沢川の付替えによる流量や河床等の変化により、魚類の生息や産卵のための遡上等に影響が生じないよう配慮すること。</p>	<p>計画地付近の火沢川は、河床や流量の状況から、魚類の生息や産卵のための遡上の可能性は低いと考えていますが、火沢川の付替えによる流量の変化はないこと、工事中の排水は沈砂池兼調整池で処理して排水することから、魚類の生息環境への影響は事業者により実行可能な範囲内で低減できると考えています。</p>
<p>6 景観 (1) 景観への影響について、主要な眺望点及び日常的な視点場からの眺望が分かる写真、図面等を掲載するなど、影響検討の結果を分かりやすく示すこと。</p>	<p>主要な眺望点及び日常的な視点場からは、発生土置き場の設置箇所を一部視認することができるものの、その視認範囲はごく僅かであることを確認しています。また、工事完了後は下條村が利用する計画であるため、同村と調整のうえ、当社としても景観に配慮します。</p>
<p>(2) 計画地周辺には、多くの人が景観を楽しむ新井展望公園や下條村そば畑もあるため、これらの場所からの景観に与える影響についても明らかにすること。</p>	<p>新井展望公園や下條村そば畑については、現地にて、計画地を視認できないことを確認しています。</p>
<p>7 その他 (1) 工事完了後の発生土置き場の維持管理について、下條村等の関係機関と十分に協議を行い、継続的に盛土の安定性が確保されるよう対応すること。また、今後公表する保全計画において、工事完了後の発生土置き場の維持管理及び跡地利用について、可能な限り具体的に記載すること。</p>	<p>工事完了後も継続的に盛土の安定性が確保されるよう、下條村の利用計画を踏まえつつ維持管理計画を取りまとめ、同村等と調整のうえ、管理を引継ぎます。 また、維持管理計画を含めた本発生土置き場の管理計画については、他の発生土置き場同様、今後取りまとめる「環境保全について」に記載します。</p>
<p>(2) 工事用車両が通行する道路において、一般車両、歩行者等の安全が確保されるよう、関係機関、地域住民等と協議や調整を十分に行い、必要な対策を講じること。</p>	<p>工事用車両の運行に伴う安全の確保や環境影響の回避又は低減に向け、引き続き関係機関や地域住民の方々等と協議、調整し、必要な対策を講じます。</p>
<p>(3) ギフチョウの移設並びにその食草であるヒメカンアオイ及びウスバサイシンの移植について、飯田市におけるギフチョウの保護活動の事例を参考に、地域の環境教育の一環として行うなど、事業と併せて地域に資する取組みの実施を積極的に検討されたい。</p>	<p>飯田市におけるギフチョウの保護活動事例を参考に、下草刈り等を実施し、ギフチョウの生息環境管理に取り組むなど、事業と併せて地域に資する取組みについて、下條村とともに検討していきます。</p>